



船橋市議会議員 (市民社会ネット)

浦田 秀夫 通信

第69号 事務所 船橋市高根台 6-38-9 TEL&FAX047-461-1350
(2009年2月) 自宅 船橋市松が丘 4-31-5 TEL&FAX047-466-6019

「建物の高さ制限」施行 県内初

低層住宅地域での高層マンション建設を規制する「高度地区の変更」(高さ制限)が2月2日の都市計画審議会ですべて一致決定された。

千葉県知事の同意を得て、告示、施行される。

今回の高さ制限は、第一種低層住居専用地域(10メートルの高さ制限)以外の住居系用途地域や準工業地域など3.127haに20メートルと31メートルの高さ制限を行なうもので、県内では初めてとなる。3.127haの内20メートルの高さ制限が2.235ha、31メートルの高さ制限が892haで、これまでマンション紛争が発生した地域はほぼ20メートルの高さ制限となる。

平成15年9月議会で提言

これまで、高さ制限のなかった船橋市内では、20年前のバブル期以来、低層住居系用途地域や規制のない準工業地域内に高層マンションが次々と建設され、住環境、自然環境を破壊し多くの住民紛争が発生して来た。

バブル崩壊後の平成7年には「環境共生まちづくり条例」が制定され、住民紛争の予防と解決を図ることが期待されたが、制定後数年で国の規制緩和の流れもあって、ほとんどその効力を失ってしまった。

こうした状況の中、平成15年9月議会で、東京都の事例を紹介しながら「絶対高さ制限」導入を提言した。

市は「東京都の事例を研究しつつ県とも機会をとらえ協議したい」と答えたが、その間も建築紛争は多発し、議会毎に多くの陳情が出され、本会議や建設委員会で活発な議論が行なわれた。



議論の中で、市の答弁も研究から調査、検討へと少しずつ前進し、平成18年9月議会の質問でようやく「年度内に方針を決めたい、都市計画として決定していく」と答弁した。

市は19年3月に方針を決め「高度地区変更の素案」を公表しパブリックコメントを行い、年度内の都市計画決定することを明言した。

市民の血と汗の結晶

しかし、決定は1年間遅れ、その間にも駆け込み的なマンション建設が相次いだ。

藤原1丁目では決定前の着工を阻止する為に住民の座り込みも行なわれた。

1日も早い制定を望む市民の運動も高まり、昨年の11月には早期制定を求めるシンポジウムが開催され、新聞やテレビでも取り上げられた。

「高さ制限」導入実現は、まさにこの20年間の市民の血と汗の結晶といっても過言でない。

しかし、今回の「高さ制限」制度の導入は、最初の1歩にすぎない。「この制度を活かし、どういうまちづくりをするのが大切」(審議会委員の発言)。市や議員、市民の力量が試される。

東中山2丁目の斜面林保存へ

昨年12月議会の最終日、市の宅地開発行政のあり方を問う問題として取り上げ、議事録削除となった東中山2丁目の斜面林伐採問題。

住民の要望通り斜面林が保存されることになった。

当初、市は「法律上は道路上に生えている木ということになる。邪魔となれば伐採を許可せざるを得ない」としていた。

しかし、私は「この斜面林は10年前のマンション建設の際、住民と業者の紛争を市長があっせんし、合意書を締結して守ってきたもの。

合意書では「斜面林は伐採しないこと、伐採する場合は住民と協議が必要」とされている。

合意書締結後、市は建設業者から斜面の一部を道路用地として寄付を受けたが、合意書があるため道路として整備しないまま、10年間斜面林として維持してきたも。

合意書も法律行為、市はこれを遵守しなければならず、住民との協議、合意がないまま市が伐採の許可をすれば、市があっせんし締結された合意書を破ることになり、開発業者に便宜を図ったことになる」と指摘してきた。

市の努力に敬意

その後、市が開発業者と住民の間に入り協議が行なわれ保存することで合意された。

議会の多数派は私の発言を抹消したが、市長初め関係部課の職員が私の発言を重く受け止め、斜面林を保存することでご尽力されたことに敬意を表したい。

これを機会に市の開発行政が文字通り、市民の立場に立ったものになることや、議会が議員の質問権を自ら狭めるようなことをしないよう強く期待したい。

平成21年)2月4日

水曜日

享月

日

第1期



斜面林で市による剪定、伐採作業が始まった＝船橋市東中山2丁目

市道上樹木は残った

船橋市・「伐採は1本」合意
業者・住民

伐採の危機にさらされていた、船橋市東中山2丁目の斜面林の木々が保存されることになった。市と業者、保存を求める住民側が協議して1本だけを伐採することで合意。2日から剪定などの作業に入

斜面林の隣接地で宅地開発が行われ、市道を拡張する必要があるため、開発業者側が伐採を市に申請した。この9本がある部分だけがマンションの土地ではなく、市の所有地で市道扱いになっている。

当初、市は「法律上は道路に生えている木なので邪魔だと申請されれば切るしかない」との立場だった。しかし、その後、市と業者側と住民側の3者が話し合い、①住宅に大きく覆いかぶさる1本だけを伐採②残る木は市が剪定する③道路幅確保のため住宅予定地を後ろに下げる——で合意した。

住民側の赤土山保存会は「切られてしまうと困っていたが、残って良かった。伐採されてしまう1本の大きな樹木は輪切りにして近くの緑地で活用する」と話している。

高齢者保険福祉計画 介護保険事業計画 住民説明会

1月13日、市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」住民説明会が高根台公民館で開かれた。

市民の関心は高く、多くの市民が参加した。

市からの説明は1時間程行なわれたが、質疑時間は15分。率直に言って市民の琴線に触れるような内容とは言い難かった。

説明は役所用語が多く、市民にとってわかりづらかったこと。計画が高齢者人口の推移などを元に推計したもので、今市民が何を望んでいるのかという高齢者の実態把握に基づいたものになっていないことなどからだ。

質疑の中で出された「現在特別擁護老人ホームの入居待機者が何人いて、入所できるまでどの位

の期間がかかるのか、計画によってそれがどうなるのか」「介護の人材育成のために市の対策は」など、介護保険制度が抱えている問題に答えるものとは言い難いものだった。

市の答えは「待機者は700人から800人、入居は申込順でなく必要度の高い順にしているので、どの位期間がかかるかは言えない。80点以上は280人位でこの計画で足りる」とのこと。80点以上の人が入居できるまで何年かかるのか。3年後に解消できるのか、何点以上の人が入居できるような計画なのか答えなければならない。

帰り際のエレベータの中で、参加者の方から「期待して来たが内容が難しくて」「よくわからないので質問のしようがない」などの声も聞こえた。

高根台第3小放課後ルーム 分室廃止問題

1月9日、高根台第3小学校の「放課後ルーム分室廃止問題」について、福祉健康局長と父母等の代表との話し合いが行なわれたが、制度の公平性を施策の基本とする市と、分室廃止によって、障害児や子どもたちの放課後ルームの環境が悪化することを懸念する、父母等の主張は平行線のままだった。

父母等は、改めて分室の存続を求めると共に、父母全体に対する説明会を開催することを求めた。市は分室廃止の方針は変わらないとしながら、説明会については検討すると答えた。

厚労省のガイドラインを適用

話し合いの中で市は、一昨年の11月に厚労省が示した放課後ルームの設置基準（児童一人当たりの面積1.65平米）について、20年度増設の高根台第3小学校第2ルームから適用する方針を決めたことを明らかにした。

しかし、増設されるルームの面積は変えず定員を6名減らすため、現在入所している4年生以上の児童がはじき飛ばされ入所できない事態が発生する可能性がある。

昨年の9月議会で「厚労省が示した放課後ルームの設置基準で年次計画を作り、施設整備を図るべき」との私の質問を、逆手に取ったような今回の市の提案に、私は「理念は一步前進だが、実態は2歩後退」だと批判した。

市立医療センター改革プラン

1月6日、健康福祉政策委員会が開かれ「市立医療センター改革プラン（案）」の報告があった。



この計画は、勤務医不足等、医療を取り巻く

環境が厳しさを増す中で、医療センターが地域において担っていく役割を明らかにし、将来にわたり必要な医療機能を維持・強化していくために、取り組むべき経営改革の方針について取りまとめるもの。

計画では、医療センターの役割として、急性期医療及び高度医療を担う地域の中核病院としての第三次救急医療、心臓疾患・脳卒中の高度医療、地域の小児医療の中核、地域のがん診療の拠点などと位置づけている。

市直営病院としての位置づけ

改革の方針では、経営形態について、市直営病院としての位置づけを維持する方針を明確にした上で、地方公営企業法の全部適用によって、病院事業管理者へ経営責任と権限を一元化するとしている。

また、診療体制の強化を図るため、医師、看護師、医療技術者の確保やIT化・情報化の推進などを掲げ、医業収支比率など、具体的な数値目標を示し、23年度までの達成をめざすとしている。

この改革プランについて、1月15日から1ヵ月間パブリックコメント（市民からの意見募集）が行なわれている。

具体的な改革プランを

報告に対し、私を含めた委員から、病院経営の理念や数値目標を達成するための具体的な改革プランが不足している。待ち時間を短縮するなど市民から見てもわかりやすい改革プランになっていないなどの意見が出された。

市直営病院としての位置づけを維持する方針を明確にしたことは評価できるが、病院経営の要であり、今も充足されていない医師確保をどうするのか、具体的な対策を盛り込むことが必要だ。

熱気溢れた09年新春の集い



1月11日、浦田秀夫と市民の会主催「新春の集い」が高根台公民館で開かれ、120名を超える会員の皆さんが参加した。

第1部では、1年間を振り返った私の市政報告、来賓のあいさつ、参加者からのスピーチが行なわれた。

第2部のアトラクションは、遊奏舞陣（ユウソウブジン）の皆さんによる迫力満点のよさこいソーランおどりやフラダンス、日本舞踊、カラオケなど外の寒さと裏腹に会場は熱気に溢れ楽しい集いとなった。

今年は初参加の方が多く、新たに10名の方が浦田秀夫と市民の会に入会した。

初参加のMさんからお礼のメール

本日は、浦田様を囲む新春の集いに、参加させて頂きありがとうございます。松が丘等の地元の方々が大勢お集まりになられ、その盛況さとともに、和やかさに感心いたしました。地元での、浦田様のきめ細かな面倒見ある活動とお人柄が反映されていると存じます。

私が座ったテーブルの女性の方々も和気あいの良き雰囲気、隣席だったH氏とは話が弾み、瞬く間の時間の経過でした。

プログラム、第1部の「市政報告」に10分の記載があり、見た時に短いと思ったのですが、意味がよく分かりました。もうすでにご参加の皆様方は、良くお分かりであり、また、その他ご挨拶される方もその点を承知であり、非常に良いムードでの展開でした。

第2部のバラエティー豊かなアトラクション振りは、いい意味で驚きでした。全部の方々が、楽しみに喜んで毎回来られている様子であり、その魅力も分かりました。この集いに参加させて頂き、私自身にとって非常に有意義でありました。その意味でも御礼を申し上げます。

市議会や委員会等のご発言ややり取りしから得られない私の浦田様の情報（ハード）に、今日、新たな情報（ソフト）が加わりました。

ハードだけで、地元の議員活動が出来るのかと思っていましたが、やはりしっかりとハートに届く活動をされておられます。高度地区変更の推進につきまして、誠にありがとうございます。

12月の市広報に「意見書提出」の掲載がありましたが、年末年始は持ち帰り業務等に追われ、仕事が始まっての平日に着手し、ようやく、期日ギリギリの9日郵便消印で、送付しました。

「浦田秀夫と市民の会」会員募集

浦田秀夫と市民の会は、浦田秀夫の政治活動を支えるとともに、一人一人の願いを市政に届け、実現させる活動を行なっています。

また、会員相互の親睦を図る目的で、バスツアーやパークゴルフ、懇親会なども行なっています。会費は年間 1000 円です。09 年度の会員を募集しています。是非ご加入下さい。

入会申込は 461-1350（電話&FAX）へ

最新の活動情報は浦田秀夫のホームページでご覧になれます。浦田秀夫で検索してください。